

## は し が き

司法書士試験で問われるものは、所与の事項・事象について、迅速かつ的確にイエス・ノー、出来る・出来ないあるいは必要・不必要等が判断でき、問題の処理解決ができる能力を有しているか否かです。その意味では、司法の判断を求めなければ解決できないような、また高度な法律解釈力を必要とする極めて複雑な問題は、まず出題されることはありません。

あくまで、通説・判例をベースにした知識・処理解決能力が問われているのです。

では、その求められ問われるレベル、知識の範囲とは一体どの程度のものなのでしょうか。何をどこまで学び理解すれば、それらに達することができたといえるのでしょうか。この最も切実で難解なテーマを解く鍵は、合格者のほとんどの人が口にする次の言葉にあります。

**「司法書士試験合格への近道は、まず過去の本試験で出題された問題を徹底的に研究すること」**です。

その理由は、まず第1に、過去の本試験においてどのような問題が出題されていたかを研究することは、試験で問われる範囲、内容ならびにそのレベル、すなわち達成すべきゴールを知ることが出来、それに向けての効率的な受験対策を立て得るからです。

第2に、司法書士試験の職域に伴う重要事項、すなわち司法書士として絶対に欠かせない知識、知っておかなければならない知識（重要事項）は、資格試験の性格上繰り返し必ず出題されます。だからこそ、重要事項なのです。過去の出題問題を研究することは、とりもなおさずそれらを把握することが出来、合理的学習・短期合格に向けて大きな力となるからです。

しかし、過去の出題問題を徹底的に研究するということは、「言うは易く、行うは難し」です。また、膨大な時間と労力をも必要とします。

そこで、受験生諸氏の便宜を考慮し、効率的・合理的な受験勉強の一助になればと企画したのが、本書です。

**【本書の特色】**

- ① 過去20年間（平成3年～平成22年）に出題された全問題を、年度別に配列し、学習上の便宜を図ったこと  
⇒ これによって、各年度で取りあげられた範囲、重要事項等を掴みとって下さい。
- ② 会社法・改正商業登記法に対応していること  
⇒ すべての問題・解説が、会社法・改正商業登記法に対応しています。  
また、編集基準日（平成22年10月1日）現在の最新の情報を取り込んでおります。
- ③ 各年度の問題と解説の最初の頁にインデックスを付し、みやすくしたこと

上記のような特色を有する本書を効果的・効率的に利用し、多くの受験生諸氏が一日も早く合格されんことを祈念いたします。

平成22年12月

東京法経学院 出版部

司法書士甲野太郎が、東京商事株式会社代表取締役安部一郎から別紙1の辞任届、別紙2の取締役会議事録及び別紙3の定時株主総会議事録に基づいて、申請すべき一切の登記の申請書の作成及び申請代理の依頼を受けたものとして、甲野太郎がその登記の申請書に記載すべき事項のうち下記事項を、別紙答案用紙の該当部分に記載せよ。

### 記

- 1 登記の事由
- 2 登記すべき事項
- 3 登録免許税額
- 4 添付書面の名称及び必要な通数

(注) 1 登記の申請書に添付すべき書面は、すべて調えられているものとする。

- 2 申請会社の登記事項証明書の概要は、別紙4のとおりである。
- 3 申請会社の平成23年6月28日開催の定時株主総会の変更決議以前の定款（一部記載省略）は、別紙5のとおりである。
- 4 申請会社の平成23年6月28日開催の定時株主総会において承認された貸借対照表によれば、当該会社の負債の部に計上した金額の合計額は、金3億2,500万円である。
- 5 答案作成にあたり、登記すべき事項については、「別紙のとおり」あるいは「別添FDのとおり」と記載しないこと。

別紙 1

辞 任 届

私こと加藤次郎は、今般一身上の都合により来る6月28日に開催される定時株主総会の終結の時をもって貴社の取締役を辞任いたしたく、お届けします。

平成23年6月3日

届出人 加 藤 次 郎 ㊟

東京商事株式会社 御中

別紙 2

取締役会議事録

平成23年6月10日、午前10時当会社の本店において、取締役及び監査役全員出席のもとに取締役会を開催した。定刻代表取締役安部一郎は議長となり、開会を宣し、議事を進行した。

第1号議案 支店移転の件

議長は、東京都新宿区北新宿一丁目8番22号の支店を来る6月29日をもって、千葉市中央区中央港一丁目11番3号に移転したき旨を述べ、その可否につき議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

第2号議案 株式分割に関する件

議長は、当会社の株式を下記のとおり分割したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

記

分割の割合 1株を20株に分割する  
基準日 平成23年7月1日午後5時現在  
効力発生日 平成23年7月1日

第3号議案 定款一部変更の件

議長は、第2号議案において可決された株式分割に伴い、定款第6条の2として新たに単元株式数の定めを設けたい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、満場一致をもって下記原案のとおりこれを承認可決した。

なお、単元株式数の設定の効力発生日は、上記株式分割の効力発生日とする。

(単元株式数)

第6条の2 当会社の単元株式数は、20株とする。

以上にて本日の議事を終了したので、午前11時50分議長は閉会を宣し、散会した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長、出席取締役及び監査役が次に記名押印する。

平成23年6月10日

(商号) 東京商事株式会社 取締役会

議長 代表取締役 安部 一 郎 ㊟

出席取締役	加藤次郎	㊟
同	佐藤花子	㊟
同	斎藤達郎	㊟
出席監査役	山本実	㊟
同	前田勇	㊟

## 平成3年度解説

## 出題の趣旨

本問は、公告方法の変更，単元株式数の設定，株式の分割，取締役の変更，監査役の変更及び定款の定め抵触する支店移転の登記の申請を問うものである。

## 事案の概要

H23. 6 . 3	—	取締役加藤次郎辞任届提出 (辞任日平成23年 6 月28日 定時株主総会終結時)
H23. 6 .10	—	取締役会 ・ 支店移転決議 (定款の規定に違反無効) ・ 株式分割 (効力発生日 7 月 1 日) ・ 単元株式数の設定 (20株)
H23. 6 .28	—	定時株主総会 ・ 取締役加藤次郎辞任・ 監査役山本実・ 同前田勇任期満了退任 ・ 取締役山田一郎就任・ 監査役田辺五郎就任 ・ 公告をする方法の変更
H23. 7 . 1	—	株式分割効力発生 発行済株式総数60万株

## 論点の解説

## 1 公告方法の変更

(1) 会社法においては、会社の公告方法は、定款の任意的記載（記録）事項とされた（会939 I）。したがって、定款には、当該公告方法を定める必要はないが、定款に会社の公告方法を定めなかったときは、官報に掲載してする方法とされる（同IV）。

(2) 会社の公告方法（会939）

会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる（会939 I）。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

時事に関する日刊新聞紙である場合、朝刊紙、夕刊紙のほか、時事に関する事項を掲載していれば、読者が一市一郡に偏在し、かつ、日曜休刊の地方紙であっても差し支えない（昭36・12・18民四242号回答）。なお、全国紙を公告方法にする場合、例えば、「東京都において発行する日本経済新聞に掲載してする」というような発行地を特定して定めることも認められている。

その定め方としては、具体的かつ明確に特定できるように定めなければならない、「A 又は B」のような選択的定めや「A に不都合ある時は B」のような不明確な定めは許されない。なぜなら、株主はどちらの公告媒体に掲載されたかわからず、双方の媒体について確認しなければならないこととなり、株主にとって不利益となるからである。なお、「A 及び B」のような複数のものを併存的に定める場合や「A が廃刊又は休刊の時は B に掲載する」というような明確な媒体を特定することができるものは認められている。

### ③ 電子公告

株式会社は、公告方法として、官報又は時事に関する日刊新聞紙による公告の他に、電子公告制度を採用することができる（会939 I ③）。なお、電子公告を行うホームページのアドレス（URL）は、定款に記載（記録）する必要はない。

以上をもとに本問を検討すると、公告方法を「東京都内において発行される毎朝新聞」から「毎朝新聞」と変更しているが、上記②から何ら問題がないことがわかる。

次に定款変更の要件である会社法309条2項の特別決議要件を確認しておく。本問の会社の総株主の議決権の数は3万個であり、その過半数（15,001個）を超える3万個の出席がある。そして、出席した株主の議決権の3分の2（2万個）以上である3万個の賛成を得ているので、決議は有効に成立している。

## 2 単元株式数の設定

株式会社がその発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨の定款の定めを設けている場合における当該一定の数を単元株式数（従来の「一単元の株式の数」）といい（会2⑳）、単元株

式数に満たない数の株式（単元未満株式）を有する株主（単元未満株主）は、その有する単元未満株式について、議決権等の一定の株主権を行使することができない旨を定款で定めることができるとしている（会188 I，189 I）。ただし、単元株式数を増加させることにより株主の議決権が不当に剥奪されることを防止するため、単元株式数には、その上限が設けられており、会社法施行規則によれば、単元株式数は1,000株及び発行済株式の総数の200分の1に当たる数を超えることができないとされている（会188 II，会施規34）。

単元株式数は定款の記載（記録）事項であり（会188 I），その設定・変更には株主総会の特別決議を経なければならないのが原則である（会466）。ただし、①株式の分割と同時にするもので、②定款の変更の前後において各株主の議決権の数が減少しない場合には、株主総会の決議に代えて、取締役会の決議により、単元株式数を増加し、又はこれについての定款の定めを設ける定款の変更をすることができる（会191）。このような場合には、株主の権利内容が縮減せず、簡易な手続で単元株式数の設定や増加が行われても株主を害することがないからである（平成18年度の解説参照）。

本問では、平成23年6月10日の取締役会において、単元株式数を設定する旨の定款変更の決議を行っている。そして、その内容は上記①②及び会社法施行規則34条の要件を満たしている。したがって、当該定款変更は有効である。

### 3 株式の分割

株式の分割とは、既存の株式を細分化して従来よりも多数の株式とすることである。これにより会社の発行済株式の総数が分割比率に応じて増加することとなる。株式会社は、株式の分割をしようとするときは、その都度、取締役会設置会社以外の会社では、定款に別段の定めがない限り、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってする株主総会の普通決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない（会183，309 I。なお、種類株式発行会社における種類株主総会について会322 I ②，324 II ④参照）。これに対して、取締役会設置会社では、取締役会の決議による。

- ① 分割の割合及び基準日
- ② 株式の分割の効力発生日
- ③ 種類株式発行会社の場合には、分割する株式の種類

## 解答事項のポイント

### 1 登記の事由

単元株式数の設定については、解答例のように記載する（平13・9・12民商2185号通達第一・六(3)）。

### 2 登記すべき事項

- ① 公告方法の変更については、解答例のように記載する。
- ② 株式の分割によって変更される、変更後の「発行済株式の総数」を記載する。3万株を1対20の割合で分割するのであるから、その分割後の発行済株式の総数は60万株となる。また、その変更の日付は、効力発生日である平成23年7月1日である。
- ③ 単元株式数の設定については、解答例のように記載する（平13・9・12民商2185号通達第一・六(3)）。
- ④ 取締役加藤次郎の辞任については、解答例のように記載すればよい。
- ⑤ 監査役山本実及び前田勇の退任事項については、「任期満了退任」と記載する。
- ⑥ 取締役及び監査役の就任事項については、特に問題となる点はない。

### 3 登録免許税額

取締役及び監査役の変更は、資本金の額が1億円を超えているので、金3万円（登録税別表第一・二十四・(一)カ）であり、公告方法の変更、単元株式数の設定及び株式の分割については、その他の変更分として一括して金3万円（同ネ）となる。

以上、合計して金6万円となる。

### 4 添付書面の名称及び必要な通数

#### ① 株主総会議事録 1通

株主総会議事録は、公告方法の変更、取締役及び監査役の選任の決議のあったことを証する書面並びに監査役の退任を証する書面の一部として添付する（商登46II）。

#### ② 取締役会議事録 1通

取締役会議事録は、株式の分割の決議のあったこと及び単元株式数の設定を証する書面として添付する（商登46II）。

#### ③ 辞任届 1通

辞任届は、取締役加藤次郎の辞任を証する書面である。

#### ④ 就任承諾書（議事録の記載援用）

就任承諾書については、本問の場合、株主総会議事録の記載の援用が

できるので、このように記載する（商登54 I）。

⑤ **委任状 1通**

司法書士甲野太郎は申請代理の依頼をも受けているので、申請会社の代表者の登記所への届出印が押印された委任状を添付する（商登18）。

解答例

<p>1 登記の事由</p> <p>公告をする方法の変更 株式の分割 単元株式数の設定 取締役及び監査役の変更</p>	<p>3 登記免許税額</p> <p>金 6 万円</p>
<p>2 登記すべき事項</p> <p>平成23年6月28日次のとおり変更 ① 公告をする方法 毎朝新聞に掲載してする 同日次のとおり変更 ② 60万株 発行済株式の総数 20株 平成23年7月1日次のとおり設定 ③ 単元株式数 取締役加藤次郎平成23年6月28日辞任 ④ 監査役山本美及び監査役前田勇平成23年6月28日任期満了退任 ⑤ 平成23年6月28日次のとおり就任 ⑥ 取締役 山田一郎 監査役 田辺五郎</p>	<p>4 添付書類の名称及び必要な通数</p> <p>株主総会議事録 1 通 ① 取締役会議事録 1 通 ② 辞任届 1 通 ③ 就任承諾書は株主総会議事録の記載を援用する ④ 委任状 1 通 ⑤</p>